令和5年第7回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時 開会 令和5年7月18日 午前10時00分

閉会 令和5年7月18日 午後11時30分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明 石川万里子 野村 寿子 加藤 誠

加藤 延保 堀井 敏秀 堀田 勝司 平野 普也

野村 君枝

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明 原田 勝行 石川 和孝 渡邉 昭男

石川 英治 近藤 賢三

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第27号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件 別紙4件

議案第28号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件 別紙6件

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利 別紙4件

用集積計画承認の件

議案第30号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1 別紙1件

項の規定に基づく特定農地貸付けの承認の件

報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 別紙2件

報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 別紙3件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和5年第7回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例 によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の 指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議事録署名者は3番委員と5番委員にお願いします。

それでは、議案に入ります。議案第27号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第27号1番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について説明します。

市街化区域の現況農地を、農地として購入し、農地として今後も利用していくとの、譲受人の希望のため、3条申請になります。

譲受理由は、現在営農している農地に近く、農作業にも都合が良く、規模を拡大するため、譲渡理由は本業の税理士も有り営農する時間が無いためです。

申請地は栄町南舘308番3、登記地目は宅地、現況地目は畑です。面積13 3.43㎡です。

申請地の現況については、7月5日に現地確認を行ったところ、栄町南舘30 8番3は耕起されている状態でした。

譲受人の他の所有農地につきましては全部で2筆あります。栄町南舘の2筆 はみかんや柿などの果樹が栽培された状態でした。

以上のとおり、営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申 請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 7月15日に11番委員と申請地の現地確認を行いました。元々申請地で農業をしていたが、農地法第3条の下限面積要件が撤廃されたことによる申請であり、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 8番委員、11番委員とは日程が合わなかったため別日で現地確認を行いました。8番委員、11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第27号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

举手多数

議案第27号1番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第27号2番 案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第27号2番案件について説明します。

譲受理由は今後、会社員をやめ、農業に専従となるため、自宅の隣地を購入し営農規模を拡大するため、譲渡理由は高齢により耕作不能のためです。 申請地は沓掛町山新田67番1で登記地目、現況地目は畑です。面積は合計198㎡です。

申請地の現況については、7月5日に現地確認を行ったところ、野菜が栽培されている状態でした。

譲受人の他の所有農地につきましては全部で11筆あります。

沓掛町若王子の3筆は水稲が作付けされている状態でした。沓掛町山新田の3筆は、ビニールハウスで花苗野菜苗が、沓掛町一長田の2筆は野菜が栽培してある状態、沓掛町桟敷の2筆と、沓掛町城塚の1筆は耕起してある状態でした。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申 請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 7月11日に農地利用最適化推進委員と申請地の現地確認を行いました。事 務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。ただ、現地調査の際に譲渡 人に会って話をした際に、譲渡人としては土地を取られてしまうという認識だっ たことが気にかかります。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第27号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

举手多数

議案第27号2番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第27号3番 案件ですが、関連がございますので議案第27号3番案件と4番案件を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 譲受人が同一人物のため、議案第27号3番案件と4番案件については一括で説明します。

譲受理由は、営農規模を拡大するため、譲渡理由は農地を有効活用しても らうためです。

申請地は沓掛町上山114番9、114番21の2筆で登記地目、現況地目は2 筆とも畑です。面積は合計428㎡です。

申請地の現況については、7月3日に現地確認を行ったところ、果樹が栽培されている状態でした。

譲受理由は、営農規模を拡大するため、譲渡理由は遠隔地に居住している ことと、高齢で健康上の理由のためです。

申請地は沓掛町徳田池下16番、登記地目、現況地目は共に田です。面積は合計834㎡です。

申請地の現況については、7月3日に現地確認を行ったところ、保全管理されている状態でした。

譲受人の他の経営農地につきましては全部で39筆あります。内訳は、自作地が10筆、借入地が29筆になります。栄町梶田の2筆、栄町神田の2筆、栄町小松林の5筆、栄町寺前の2筆、沓掛町川部の1筆の合計12筆は果樹や露地野菜が栽培された状態、栄町神田の3筆、沓掛町池ノ内の1筆の合計4筆は保

全管理された状態、栄町神田の5筆、栄町舟田の3筆、栄町小松林の2筆、沓掛町古池の1筆、沓掛町池ノ内の2筆、沓掛町陣田の1筆の合計14筆は水稲が作付けしてある状態、栄町高根の9筆はケールが栽培された状態でした。以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 7月12日に9番委員と農地利用最適化推進委員と事務局職員とで申請地の 現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 3番委員、9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第27号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

举手多数

議案第27号3番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第27号4番 案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議案第27号4番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第28号1番 案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第28号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地 転用許可申請の件です。

転用目的は資材置場で使用貸借権設定になります。

申請者は、平成15年より東海市にて塗装業を営んできました。これまで、この申請地を無断で資材置場に使用していましたが、中部電力パワーグリッドが鉄塔建て替え工事を行うにあたり、一時転用が必要な場所であったため、資材を東海市の自宅兼事業所に移していました。事業成長及び顧客増加に伴い、自宅兼事業所では敷地が狭くなり、母親に相談したところ、申請地について、一時転用終了後、農地転許可申請を行った上で、再度貸し出すことの了承を得ることとなり、今回の申請に至りました。なお、過去違反転用をしていたことについての始末書はいただいております。

申請地は栄町元屋敷38番1、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は172㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明 IC から南西に約0.4kmに位置します。

申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域の農地であることから第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、7月6日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。

土地造成は、整地後アスファルト敷きにします。汚水等排水はありません。雨水は東側道路側溝に放水します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 7月12日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第28号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

举手多数

議案第28号1番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第28号2番 案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第28号2番案件について説明します。

転用目的は資材置場で賃貸借権設定になります。

申請者である法人は、平成元年から名古屋市にてエクステリア工事業、造園工事、建物外装工事業等を主体に事業を開始しました。事業拡大に伴い、平成20年ごろから、東郷町の土地に資材置場を設置していましたが、農用地区域内農地であったため、早急に退去し、代替地を探していたところ、所有者の承諾を得ることができたため、今回の申請に至りました。

申請地は、沓掛町上高根17番 登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は72㎡ と 沓掛町上高根18番、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は42㎡の2筆で、合計面積は114㎡です。

なお、沓掛町上高根18番1、19番2の2筆と合わせて一体利用するとのことです。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、消防署から東に約0.4kmに位置します。

申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域の農地であることから第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、7月6日に現地確認を行ったところ、草生え状態でした。

土地造成は整地のみです。雨水は調整池で集水し、申請地西側水路へ放流します。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理し申請地南側水路へ放水します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 7月17日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第28号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

举手多数

議案第28号2番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第28号3番 案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第28号3番案件について説明します。

転用目的は駐車場で賃貸借権設定になります。

申請者は、平成28年より申請地南側にて美容室を営業しております。開店当時は7台分の駐車場を確保しておりましたが、限られた駐車スペースにお客様と従業員、美容商材納入業者の車両が混在し、場内が危険であることから、駐車場用地を探していたところ、店舗隣地の所有者より利用してもよいとの承諾が得られたため、従業員用及び業者用の駐車場として借りることとしました。しかしながら令和5年2月9日付けで豊明市農業委員会より発出された「農地適正利用に関する文書」にて申請地が農地であることが判明したため、申請に至りました。

すでに駐車場として利用していたことに対する始末書はいただいております。

申請地は間米町純堀1806番1、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は1 98㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、中京競馬場から南東に約500mに位置します。

申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域の農地であることから第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、7月6日に現地確認を行ったところ、砂利敷きで駐車場として整備されている状態でした。

既に工事済みのため新たな土地造成は発生しません。排水は雨水のみで申請地西側の既設道路側溝へ放流します。汚水、生活雑排水はありません。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 7月15日に8番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 11番委員、8番委員の説明のとおり許可相当と判断しますが、始末書は譲 受人と譲渡人の2名からいただいているのですか。

事務局はい。そうです。

議長他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第28号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

举手多数

議案第28号3番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第28号4番 案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第28号4番案件について説明します。

転用目的は駐車場・資材置場で使用貸借権設定になります。

申請者は、豊明市で造園業を営んでおります。造園業は申請者の父である 譲渡人が平成15年に開業し、平成25年に申請者が受け継いだ事業です。自 宅を事務所として利用しており、自宅より北西に約700mに位置する申請地を 駐車場・資材置場として利用しておりました。

申請地は父の所有地であり父の代から事業のために利用しており、申請者が事業を受け継いでからも引き続き駐車場・資材置場として利用しておりましたが、この度、農地であることが判明したため、申請に至りました。

すでに利用していたことに対する始末書はいただいております。

申請地は間米町榎山904番1、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は904㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、中京競馬場から南に約250mに 位置します。

申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域の農地であることから第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、7月6日に現地確認を行ったところ、すでに資材置場として利用されておりました。

既に工事済みのため新たな土地造成は発生しません。給水はありません。 排水は雨水のみで自然浸透により排水させます。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 7月15日に11番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 8番委員、11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長・それでは採決します。議案第28号4番案件に替成の方の挙手を求めます。

举手多数

議長

議案第28号4番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第28号5番案件ですが、関連がございますので議案第28号5番案件と6番案件を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第28号5番案件、6番案件について説明します。

こちらの案件は先月総会にてすでにご審議いただきましたが、申請面積が変更となりましたので、再度上程させていただきます。

開発許可申請を申請するためには道路幅員が6m以上必要ですが、申請地東側の道路幅員が3mしかなかったためセットバックしました。すでに道路工事は完了してしまっているため今回始末書を添付したうえで再度申請されました。

転用目的は、5番案件は産直施設、産直レストラン、駐車場、イベントスペース及び道路で、6番案件は、農産物集出荷施設及び道路です。

譲受人である、法人は、管内の農業者に対し営農指導、支援を通じて農業者の所得向上に取り組んでいます。既存の産直施設は豊明市内2店舗及び東郷町内1店舗の合計3店舗がありますが、これを統合し、両地域の中間地点に新たな南部地域産直施設(2棟)、産直レストラン、駐車場(89台分)、朝市・イベントスペースの建設を計画して、管内の農産物の販売拠点として取り組むこととしました。

またこの地域には現在、野菜等の小ロット用の集出荷施設はなく、学校給食、インショップ等へ当日及び翌日に出荷するための農産物の集荷しかできていない状況であり、農業者の出荷機会を逃しています。地域の農業者の出荷機会の増加を促すために、併せて集出荷施設も建設します。

豊明市、東郷町の中間地点で売り上げが見込める場所であり、農業者の搬入路及び利用者の駐車場への出入りを考慮し、3方で接道する場所を探していたところ、今回所有者からの承諾を得たことから申請に至りました。

申請地は5番案件が沓掛町新道1番1、2番1、2番2、3番1、3番2、3番3、3番4、11番1、11番2、11番3、11番6、11番7、11番9、11番10の14筆で、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計5,181.21㎡です。

6番案件の申請地は沓掛町新道11番4、11番5、11番8、登記地目、現況 地目はすべて田、面積は合計1232㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から東に約800mに位置します。

申請地は、おおむね10ha以上の規模の一段の農地であり、区画の面積、 形状、傾斜及び土性が特定高性能農作業機械による営農に適することから、 甲種農地に該当しますが、本申請は申請地以外に事業を完結する土地がな く、他の土地に変えて目的を達成することができないこと、また、豊明市の農業 振興に必要であることから、許可できます。

申請地の現況については、7月6日に現地確認を行ったところ、すでに道路部分の工事は完了しており、それ以外の申請地は稲刈り後の状態でした。

敷地外周には土留工事を行い、南側農地に土砂や雨水等が流出しないよう に対処します。雨水は敷地内で集水して、東側水路へ放流します。

また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 7月17日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第28号5番案件に賛成の方の挙手を求めます。

举手多数

議案第28号5番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第28号6番 案件に賛成の方の挙手を求めます。

举手多数

議案第28号6番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第29号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第29号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項 の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

1番案件から4番案件が新規契約分、5番案件が更新契約分となっています。

1番案件は個人の新規契約で、賃貸借権設定です。これまで新田町城西で、農業委員会に届け出ることなく、約20年耕作を行っていましたが、別の農地を探すこととなり、今回新規就農者として認定しました。

2番案件、3番案件は法人の新規契約で賃貸借権設定です。

場所につきましては17頁、18頁の地図をご覧ください。

4番案件は法人の新規契約で、賃貸借権設定です。

5番案件は個人の更新契約で、使用貸借権設定です。

以上こちらのご審議をお願いします。

議長

事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長

それでは採決します。議案第29号に賛成の方の挙手を求めます。

举手多数

議長

議案第29号は可決といたします。引き続きまして、議案第30号を上程しま す。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第30号について説明します。特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく特定農地貸付の承認の件です。以下「特定農地貸付法」といいます。

この特定農地貸付法に基づき、農地を所有する方又はNPOや企業等の農地を所有していない方でも市民農園を開設することができます。

議案書別紙1をご覧ください。特定農地貸付法のしくみについての図です。 特定農地貸付法により市民農園を開設するには農業委員会より貸付規程の承 認を受ける必要があります。貸付規程とは特定農地貸付の実施、運営に関して 必要な事項を定めたものです。

なお、貸付規程に記載すべき事項は議案書別紙1に記載がありますように 全部で5つあります。

1つ目は、特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積です。 議案書に記載のとおり申請地は沓掛町山田182番、登記地目、現況地目はと もに畑、面積は264㎡です。

2つ目は、特定農地貸付けを受ける者、つまり市民農園の利用者の募集及

び選考の方法です。議案書別紙2「特定農地貸付規程」の第5(借受者の募集)及び第7(選考の方法)にホームページやチラシ等一般公募により募集することと選考は先着順で決定すると記載があります。

3つ目は、特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件です。 議案書別紙の第4(貸付の条件)の1に貸付期間は1年以内と記載があります。

4つ目は、特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法です。議案書別紙の第4(貸付の条件)の2に禁止事項の記載があります。

5つ目は、当該農地の所有者の氏名及び住所並びに取得しようとする権利の種類です。議案書に記載のとおりです。

以上のとおり今回の申請はすべての要件を満たしていることから、申請について事務局としては許可相当と判断します。

なお、承認されましたら今後の手続きとしては農地の所有者と市、市と特定 農地貸付事業の実施者の間で農地の利用権設定を行こととなります。

議長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

8番委員 なぜこの時期にこのような申請がされたのですか。

事務局 市民菜園を運用している法人としては借りられる農地があれば市民菜園の 規模を拡大したいのが本音です。また、間米地区の市街化区域編入に伴い減 少した市民菜園を確保する目的もあります。

8番委員 前回申請時より事務局の説明が詳細であったように記憶しているが、制度の変更等があったのですか。

事務局 前回申請時点より特定農地貸付けの制度自体の変更はされていません。説明自体も前回と同じようにさせていただいております。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第30号に賛成の方の挙手を求めます。

举手多数

議 長 議案第30号は可決といたします。引き続きまして、報告第22号、第23号について報告願います。

事務局 報告第22号、第23号について説明

議長 以上のとおり、報告第22号、第23号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いた します(時に午前11時30分)。